

平成25年3月12日  
千葉県報第12798号別冊

## 包括外部監査の結果に係る措置結果

千葉県監査委員

## 目 次

- 1 平成17年度分  
(監査テーマ)  
社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する  
事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行・・・・・・・・・・ 1
  
- 2 平成19年度分  
(監査テーマ)  
県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び  
千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について・・・・・・・・・・・・・・ 3
  
- 3 平成22年度分  
(監査テーマ)  
公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について・・・・・・・・・・ 7
  
- 4 平成23年度分  
(監査テーマ)  
千葉県教育委員会の財務事務に関する事務の執行について・・・・・・・・・・ 12

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

| No | 事項名   | 結果（意見）の内容   | 措置状況等  | 備考 |
|----|---|---|--|----|
| 1  | 11 千葉県生涯大学校（京葉学園・外房学園）<br>(7)監査の結果に添えて提出する意見<br>③今後のあり方について | <p>本来、生涯大学校の目的は、高齢者が新しい知識を身につけ、広く仲間づくりを図るとともに、学習の成果を地域活動に役立てるなど社会参加による生きがいの高揚に資するものである。したがって、事業の拠点数は多いほうがより地域密着の対応が可能になると考える。そのために、現在のように県内5施設を専用施設で展開するよりは、市町村が公民館等を利用してきめ細かく事業展開する方が目的に適合し、効率的運営も可能ではないかと考える。</p> <p>市町村が事業を行うに当たっては、学習内容の水準や、事業の実施場所、講師確保などの面で課題があるものの、以下のような検討をすることが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が現在有している5施設を生涯大学校事業の中核的拠点としてとらえ、県が運営していくが、今後は各市町村で生涯大学校事業を展開していく。この場合、県は中核的拠点である5施設での事業ノウハウを、各市町村の事業に効率的にフィードバックすることとなる。</li> <li>・生涯大学校事業自体は各市町村が実施する事業としてとらえ、県が現在有している5施設での事業を各市町村に移譲する。</li> </ul> | <p>県社会福祉審議会の「生涯大学校は高齢者が社会参加するために必要な支援をすることに重点を置くべき」との答申を踏まえ、平成23年度末に策定した今後の生涯大学校のあり方を示すマスタープランにおいて、生涯大学校は、「地域活動の担い手の育成」に重点を置き、高度で実践的な学習内容とすることで、市町村との役割分担を図り、併せて、学んだことを地域で活かす場と機会の創出において、市町村と情報交換をする仕組みづくりを行うことで連携強化を図り、より効果的な学習・活動の場を提供していくこととしている。</p> <p>平成24年6月定例県議会において、千葉県生涯大学校設置管理条例の一部改正が議決されたことにより、平成25年4月の新たな生涯大学校の開校に向け、所要の手続きを進めている。</p> |    |

## 社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

| No | 事項名  | 結果（意見）の内容   | 措置状況等   | 備考 |
|----|--|---|---|----|
| 2  | 11 千葉県生涯大学校（京葉学園・外房学園）<br>(7)監査の結果に添えて提出する意見<br>⑤授業料について | <p>受益者負担の原則により授業料を算定したものの、以下の4点については特段考慮されていないことから、これらの再検討も含め、県民への合理的説明が可能な授業料の見直しを検討することが望まれる。</p> <p>ア授業料算定から人件費が除かれている。<br/>イ総事業費から人件費を除いた額の1/2が除かれている。<br/>ウ学校校舎の建設費に係る減価償却費相当分及び将来の修繕予定額が除かれている。<br/>エ建設費に係る県債の利息償還金が考慮されていない。</p> | <p>生涯大学校のあり方を示すマスタープランを平成23年度末に策定した。</p> <p>授業料については、民間のカルチャースクール等との比較や一般県民（高齢者等）に対するアンケート調査等により設定した。</p> <p>今回の見直しでは「地域活動の担い手育成」を主眼としていることから、「地域活動学部」及び「地域活動専攻科」は公益的観点から現状より引き下げを行い、趣味的要素が強い「造形学部」は受益者負担の観点から引き上げを行った。</p> |    |

県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

| No | 事項名   | 結果（意見）の内容   | 措置状況等   | 備考 |
|----|---|---|---|----|
| 3  | (3) 新市街地<br>①千葉ニュータウン<br>イ. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見<br>C. 千葉ニュータウン事業の精算について<br>iii. 未成事業資産及び完成資産の内容<br>b. 事業用等貸付土地 | 事業用等貸付用地は賃貸用の土地として有形固定資産に計上することが望まれる。<br>減損会計の制度が今後確立した段階においては、評価損を計上し、帳簿価額を将来的に回収可能な金額に置き換えることが望まれる。<br>また、土地造成整備事業の収束時においては、時価等の適正な価額において後継組織へ引継がれることが望まれる。 | 20年度決算（精算）において、長期貸付を行っている土地については完成資産から固定資産に振替えを行った。<br>また、公営企業会計制度が見直され、民間企業のように固定資産の時価評価（減損制度）が平成26年度から適用されることに伴い、帳簿価額を時価評価額に修正する。<br>おって、事業収束時における保有土地の引継ぎのあり方については、清算期間中（平成25～27年度）に整理する。  |    |
| 4  | (3) 新市街地<br>①千葉ニュータウン<br>イ. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見<br>C. 千葉ニュータウン事業の精算について<br>v. 千葉ニュータウン地区関連事業について               | 旧県営鉄道用地は、未成事業資産ではなく有形固定資産として計上することが望まれる。<br>また、今後減損制度確立時においては、含み損を減損損失として計上することが望まれる。<br>土地造成整備事業の収束時においては、時価等の適正な価額において後継組織へ引継がれることが望まれる。                    | 旧県営鉄道用地については、19年度末時点で7.7haが未処分地として残っていたが、19年度決算において全て未成事業資産から固定資産への振替えを行った。<br>なお、振替えた際の固定資産帳簿価額は取得原価とした。（地方公営企業法施行規則第3条第1項の規定による）<br>今後、公営企業会計制度が見直され、民間企業のように固定資産の時価評価（減損制度）が平成26年度から適用されることに伴い、帳簿価額を時価評価額に修正する。<br>おって、事業収束時における保有土地の引継ぎのあり方については、清算期間中（平成25～27年度）に整理する。 |    |
| 5  | (6) 保有する設備及び投資について<br>②投資<br>ア. 長期貸付金<br>A. 一般貸付金<br>i. 住宅供給公社への貸付金   | 今後、貸倒引当金の計上が制度化された際、または企業庁の後継組織に引き継ぐ際、引き継ぐ資産の金額について、回収可能性を検討した上で貸倒引当金を計上することが望まれる。  | 公営企業会計制度の見直しが行われ、平成26年度から貸倒引当金の計上が制度化されることとなったため、この改正の内容を踏まえて対応する。  |    |

## 県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

| No | 事項名   | 結果（意見）の内容   | 措置状況等  | 備考 |
|----|---|---|--|----|
| 6  | (6) 保有する設備及び投資について<br>②投資<br>ア. 長期貸付金<br>B. 他会計貸付金<br>ii. 一般会計への貸付金 | 早急に県と協議し、県営鉄道事業の見通しについて明確にするとともに、貸付金の回収方法及び時期等について取り決めるべきと考える。<br>なお、今後、貸倒引当金の計上が制度化された際、または企業庁の後継組織に引き継ぐ際、回収可能性を検討した上で貸倒引当金を計上することが望まれる。   | 平成22年度に貸付金の一部について返還を受け、23年度に貸付残高の一括返済を受けたことから、残高は無くなった。    |    |
| 7  | (6) 保有する設備及び投資について<br>②投資<br>イ. 投資有価証券及び出資金<br>A. 保有土地・含み損益・今後の方針等  | 非上場会社の有価証券については、今後の地方公営企業会計の見直し状況によっては、企業会計に準じた評価減の実施が必要となる可能性があるため、留意すべきであると考ええる。<br>保有有価証券等の今後の保有・処分方針について、持分譲渡の場合は、相手先の決定及び売却価額について留意する必要があると考えられる。<br>次に後継組織への引継の場合は、引継価額について時価及び実質価額を十分反映し、損失の先送りにならない様留意する必要があると考ええる。 | 有価証券等については、一定の政策目的のもと取得したものであり、清算期間終了後に資産として後継組織に引継ぐ予定である。 |    |

## 県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

| No | 事項名  | 結果（意見）の内容   | 措置状況等  | 備考 |
|----|--|---|--|----|
| 8  | (7) 平成18年度修正貸借対照表について  | <p>収束時点における後継組織へ引継がれる資産や債務を明らかにしていくために、企業庁の事業経過や財政状況をより適切に表した決算書上を開示していく必要があると考える。</p> <p>土地造成整備事業収束後、何らかの形で後継組織へ引継ぎが予定される固定資産（貸付土地を主とする有形固定資産や貸付金を主とする投資勘定）や未成事業資産といった保有資産に対して適切な評価を行っていくことが望まれる。</p> <p>平成19年度以降の残事業費に対しては、地区精算時等に会計の手当（引当金の計上等）を行っていく必要があると考える。</p> <p>現在の公営企業会計においても、一般に公正妥当と認められる会計基準を適用した場合の財政状況を何らかの形で把握及び開示していくことが望まれる。</p> | <p>①19年度の決算において、過去の収益及び費用で未処理のものは無くなっており、貸借対照表の数値は、企業庁の財務状況をより適切に表すようになった。</p> <p>②公営企業会計制度が見直され、民間企業のように固定資産の時価評価（減損制度、低価法）が平成26年度から適用されることに伴い、帳簿価額を時価評価額に修正する。</p> <p>後継組織に引き継がれる資産の評価方法等については、清算期間中（平成25～27年度）に整理する。</p> <p>③残事業については、適切に引当金を計上等していくこととしており、20年度決算（精算）においては幕張A地区等で引当金を計上した。</p> |    |
| 9  | (9) 長期事業収支見通しについて<br>②監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見<br>エ. 平成24年度末の土地造成整備事業の収束時における留意点について | <p>土地造成整備事業の収束に当たっては、長期事業収支見通しの精度を高めるとともに、その達成に向けての経営努力を行うなどにより、平成24年度末の資産及び負債についての正確性、網羅性及び評価の妥当性を確保し、企業庁の会計責任を明確にした上で後継組織に引き継ぐことが重要である。</p>   | <p>平成24年度末で土地造成整備事業に一定の区切りを付け、清算期間中（平成25～27年度）は、土地造成整備事業会計と造成土地整理事業会計に分割することとなり、24年度の資金収支見通しの見直しにあたっては、会計別に収支見通しを作成して財務管理を行っていく。</p>   |    |

## 県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

| No | 事項名              | 結果（意見）の内容   | 措置状況等   | 備考 |
|----|------------------|---|---|----|
| 10 | 6. 土地開発事業の今後について | <p>土地開発事業が多額かつ長期的になることを可及的に防止すべく、事業自体を細分化し、事業終了期限を区切ることで、事業の早期終結を図ることが望まれる。</p> <p>この場合、事業終了時点で未分譲物件を残さないよう、当初計画段階より未分譲物件に対する販売戦略を想定し、競争的な価格設定などにより販売を促進することが望まれる。</p> <p>また、公共施設として市町村へ引き継ぐ資産についても、仕様、工事完了期限、引渡期限等を計画段階から明確にし、引継ぎが滞りなく実施されることが望まれる。</p> <p>さらに、事業効率の向上を図る上で、各組織及び人員に対する事業ノウハウの蓄積を図ることも望まれる。</p> <p>後継組織に承継される資産、負債を明確にし、県費の投入有無についても明確にすることが望まれる。</p> <p>県費投入となれば、県民が納得するのに十分な説明責任を果たすことが望まれる。</p> | <p>企業庁土地造成整備事業においては、既に平成19年度において、地区別の事業スケジュールを策定し、事業の細分化とスケジュール管理を実施している。</p> <p>なお、企業庁では、新規事業を行わないため、今後、当初計画段階から販売戦略を想定するような機会は見込まれない。</p> <p>市町村に引き継ぐ公共施設については、平成24年度末までに引継ぎの基本合意ができるよう協議を進めているところである。</p> <p>さらに、事業ノウハウの蓄積についても、既に組織としての蓄積が図られており、具体的に管理規程や運用規程を定めているほか、経営動向や技術的ノウハウに関する各種研修を実施している。</p> <p>一方、後継組織に移管される資産、負債等については、資金収支見通し等の精緻化を図り、見通し結果を公表しているところである。</p> |    |

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

| No | 事項名   | 結果（意見）の内容   | 措置状況等  | 備考 |
|----|---|---|--|----|
| 11 | I. 公の施設の管理に関する全庁的な取り組みについて<br>1. 県の公の施設の管理に関する取り組み<br>(3)施設に関するデータベースの構築、一元化について<br>現物とデータの整合性の確認について | 公有財産管理システムのデータの正確性を担保するための内部統制が充分ではない。各施設担当部局の公有財産管理システム情報と現物との整合性を確認する必要がある。 | 公有財産管理システム内の登録内容と現物との整合を図るため、平成23年2月に管財課において「点検マニュアル」を作成の上、財産管理者（分掌者）に建物に重点をおいた点検を依頼し、点検結果を提出させる対応を行った。<br>また、平成20年度から、時期を定めて、財産管理者（分掌者）に登録内容の確認を行うよう点検依頼を実施しているが、平成23年度も継続して実施したところである。<br>さらに、毎年4月に開催している「公有財産管理事務担当者研修会」においても現物とシステムの登録内容の整合を図るよう指導を徹底することとし、システムの登録内容と現物の整合性の確保に努めている。 |    |

平成22年度包括外部監査

[環境生活部県民生活課]

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

| No | 事項名   | 結果（意見）の内容   | 措置状況等  | 備考 |
|----|---|---|--|----|
| 12 | Ⅱ. 各施設の状況について<br>3. 千葉県青少年女性会館<br>(6)包括外部監査の結果<br>②法定点検の未実施 | 改正建築基準法により、青少年女性会館の外壁は3年に1度、機械設備は毎年、法定点検を受ける必要があるが、これまで行われていなかったため、法令の定めに従い、適時適切に点検を実施すべきである。 | 機械設備点検は平成23年度末に実施済み。平成24年度は機械設備点検及び外壁点検を実施済み。<br>また、定期点検については従前より毎月報告されているが、法定点検の実施についても月例報告を義務付け、適時に確認を行うこととした。 |    |

平成22年度包括外部監査

[環境生活部県民交流・文化課]

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

| No | 事項名  | 結果（意見）の内容                                      | 措置状況等                             | 備考 |
|----|--|--|-----------------------------------|----|
| 13 | Ⅱ. 各施設の状況について<br>4. 千葉県文化会館<br>(6) 包括外部監査の結果<br>① 物品管理について       | 県所有の備品を正確に把握するために、指定管理者及び県の台帳を整理する必要がある。       | 文化会館のすべての備品の洗い出しを実施し、備品台帳を整備済である。 |    |
| 14 | Ⅱ. 各施設の状況について<br>4. 千葉県文化会館<br>(6) 包括外部監査の結果<br>② 県職員による実地調査について | 指定管理者が備品等を滅失させていないかについても定期的に現地で調査・確認することが望まれる。 | 備品台帳を基に、毎年職員により、現地で調査・確認を実施している。  |    |

平成22年度包括外部監査

[県土整備部施設改修課]

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

| No | 事項名  | 結果（意見）の内容   | 措置状況等  | 備考 |
|----|--|---|--|----|
| 15 | I. 公の施設の管理に関する全庁的な取り組みについて<br>2. 簡易劣化診断、耐震化の状況<br>(2)耐震化の状況<br>耐震化への対応について | （昭和56年6月以降の改正建築基準法によって設計されている）これらの建物についても、徐々に経年劣化は進むものであるため、今後は、劣化診断・耐震診断の対象建築物とされるべきであり留意が必要である。 | 劣化診断については、昭和56年6月以降に建設した施設についても対象として実施しているところである。<br>また、耐震診断については、法に基づく国の基本的な方針の動向に十分留意していく。 |    |

平成22年度包括外部監査

[教育庁]

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

| No | 事項名  | 結果（意見）の内容                                       | 措置状況等  | 備考 |
|----|--|---|--|----|
| 16 | Ⅱ. 各施設の状況について<br>16. 千葉県立中央博物館<br>(6) 包括外部監査の結果<br>② 収蔵資料の管理について | 博物館として台帳に登録すべき資料の優先順位を明確にした上で資料の整理を促進していく必要がある。 | 平成23年度は、登録すべき資料の優先順位を検討し、植物資料（維管束植物）の整理を優先的に行った。       |    |
| 17 | Ⅱ. 各施設の状況について<br>16. 千葉県立美術館<br>(6) 包括外部監査の結果<br>② 法定点検への対応状況    | 法定点検に基づく指摘については、早急に対応する必要がある。                   | 平成25年1月から実施される耐震改修工事の中で、法定点検に基づく指摘については、全て改修措置することとした。 |    |
| 18 | Ⅱ. 各施設の状況について<br>16. 千葉県立美術館<br>(6) 包括外部監査の結果<br>③ 施設の老朽化について    | 耐震化対応・改修等の早急な措置が望まれる。                           | 平成25年1月から実施される耐震改修工事の中で、耐震化対応措置することとした。                |    |

## 千葉県教育委員会の財務に関する事務の執行について

| No | 事項名  | 結果（意見）の内容   | 措置状況等  | 備考 |
|----|--|---|--|----|
| 19 | II 教育委員会の各課に<br>共通する事項<br>第1 予算制度<br>5 包括外部監査の結果<br>(1) 繰越明許について | 前年度は千葉県全体で一般会計の2.68%もの金額が繰越されており、教育委員会予算においても本来は前年度において契約準備行為まで行うことが可能であったものもあったと考えられる。全体として見ると、地方自治法第213条の趣旨に従って繰越明許が行われているのではなく、先に繰越明許ありきのような感じざるを得ない。繰越明許は例外的な場合のみに限るべきであり、適正な予算執行に留意すべきである。 | 繰越明許については、経費の性質上、年度内に支出が終わらない見込みのものについて、地方自治法第213条の趣旨に従い繰越を行っている。今後は、経費の性質や予算成立後の事由を一層精査し、適正な予算執行に努める。 |    |
| 20 | III 各課の監査<br>第8 指導課<br>6 包括外部監査の結果<br>(1) 予算の適正な執行について           | 旧総合教育センター葛城分館等解体工事及び総合教育センター施設整備事業については、予算が確定した段階で既に年度内の執行が困難な状況であり、当初から繰越明許ありきの予算になっていることは、事実上複数年度予算が一般化することにつながり、年間予算と財源の対応関係が崩れることになる。地方自治法の趣旨に立ち返り、繰越明許は例外的な場合に限るべきである。                     | 繰越明許については、経費の性質上、年度内に支出が終わらない見込みのものについて、地方自治法第213条の趣旨に従い繰越を行っている。今後は、経費の性質や予算成立後の事由を一層精査し、適正な予算執行に努める。 |    |
| 21 | III 各課の監査<br>第8 指導課<br>6 包括外部監査の結果<br>(2) 未収金の回収について             | 地域改善対策奨学金について、外部のサービサーに回収委託をすることや、知事部局、特に税務の徴収管理部門に援助をあおぎ、私債権の回収手続きに従い、回収を進めることも手段として検討すべきである。  | 債務者の対応状況を鑑み、関係部署から情報を得ながら、未収金が減少するように回収方法の改善について検討していく。  |    |
| 22 |  | 長期に渡って滞納している者については、簡易裁判所を利用した支払督促等回収方法の多様化についても検討すべきと考えられる。   | 現在、居所不明者の住所特定と家庭訪問の実施により、長期の滞納者に貸付金の返還をお願いしている。借受者の高齢化や生活困窮など、貸付金の性質上回収が困難な面もあるが、回収方法の改善について検討していく。    |    |

平成23年度包括外部監査

[教育庁]

千葉県教育委員会の財務に関する事務の執行について

| No | 事項名   | 結果（意見）の内容   | 措置状況等  | 備考 |
|----|---|---|--|----|
| 23 | Ⅲ 各課の監査<br>第9 特別支援教育課<br>6 包括外部監査の結果<br>(1) 備品管理について          | 長年、備品購入時に備品出納簿への記載を行う行為及び現物確認すべき行為をいずれも怠っていたものであり、今後は千葉県財務規則に従った備品管理を実施すべきである。            | 千葉県財務規則に従い、備品取得時の備品出納簿への記載や備品への表示を徹底した。<br>また、今後も、定期的に備品出納簿と現物の照合を行っていく。   |    |
| 24 |   | 過去に取得したものであっても、購入資料等からできるだけ取得日を記載すべきであり、今後も使用不可や廃棄対象となった備品の不用決定手続きも規則に従って適時に実施することが必要である。 | 備品出納簿と現物との照合を行い、備品出納簿の記載や備品に表示のないものについては、過去の資料を探して備品出納簿への記載及び備品への表示等を行った。<br>今後、使用不可や廃棄対象となった備品については、千葉県財務規則に従い、速やかに必要な手続きを行う。 |    |
| 25 | Ⅳ かい執行機関の監査<br>第2 葛南教育事務所<br>5 包括外部監査の結果<br>(1) 備品の欠損         | 備品の現物調査をサンプルベースで実施したが、1件に不一致が見られた。職員の備品管理への対応状況から、適切な備品管理が行われているという心証は得たが、より慎重な対応が望まれる。   | 備品の現物を再度確認し、台帳との不一致備品については不用決定を行い備品出納簿の訂正を行った。<br>今後、千葉県財務規則に基づき適正に管理を行っていく。   |    |
| 26 | Ⅳ かい執行機関の監査<br>第3 南房総教育事務所<br>5 包括外部監査の結果<br>(1) 固定資産管理に関する事項 | 備品の管理について、定期的な現物確認とともに、シール貼付漏れが発見された場合には、速やかにシールを貼り直す事が重要と考えられる。                          | 備品シールの貼付漏れを再度確認し、シールの貼付を行った。<br>今後、千葉県財務規則に基づき適正に管理を行っていく。   |    |
| 27 | Ⅳ かい執行機関の監査<br>第4 千葉県総合教育センター                                 | 資料的価値の高い書籍等が多くあるが、盗難防止対策が不十分であるため、図書管理について、十分留意することが必要である。                                | 平成24年4月から、資料室を資料保管庫とし、貴重な資料の保管、管理に万全を期している。  |    |
| 28 | 5 包括外部監査の結果<br>(1) 図書の紛失                                      | 蔵書の定期的な現物調査を実施することも検討することが望まれる。   | 平成23年度末に、現物調査を実施し、併せて図書台帳の整理も行った。今後とも、定期的に調査を行っていく。  |    |
| 29 | Ⅳ かい執行機関の監査<br>第5 千葉中学校<br>5 包括外部監査の結果<br>(1) 物品の表示について       | 千葉県財務規則に従い、備品シールを貼って物品表示を実施する必要がある。   | 千葉県財務規則により備品シールを貼付し、備品出納簿との照合を確実にできるようにした。   |    |

平成23年度包括外部監査

[教育庁]

千葉県教育委員会の財務に関する事務の執行について

| No | 事項名  | 結果（意見）の内容  | 措置状況等   | 備考 |
|----|--|--|---|----|
| 30 | IV かい執行機関の監査<br>第6 千葉高等学校<br>5 包括外部監査の結果<br>(1) 消耗品購入時の合見積もり                   | 見積書の徴求は、市場価格を見据えより安価な購入を求めて行う行為であり、そのための情報収集活動の意味を持つことを認識する必要がある。  | 千葉県財務規則に基づき原則として二人以上の者から見積書を徴し、適正な相手方の決定及び予算執行等に努めている。          |    |
| 31 | IV かい執行機関の監査<br>第6 千葉高等学校<br>5 包括外部監査の結果<br>(2) 学校建設費としての備品の購入<br>①予算の流用について   | 予算流用した金額を流用目的以外の備品購入に使用した行為は千葉県財務規則に照らして適切と言えるものではない。  | 予算流用の際には、詳細な執行計画を作成し、関係部署との連絡を密にし、流用目的に沿って執行する。                 |    |
| 32 | IV かい執行機関の監査<br>第6 千葉高等学校<br>5 包括外部監査の結果<br>(2) 学校建設費としての備品の購入<br>②予算の消化について   | 学校関係の予算を編成するに際しては、購入すべき備品を予めリスト化し、それらを積み上げた金額を予算化するべきである。  | 必要な備品の選定や必要な予算の精査に努め、適正な予算の編成と執行に努めている。                         |    |
| 33 | IV かい執行機関の監査<br>第6 千葉高等学校<br>5 包括外部監査の結果<br>(2) 学校建設費としての備品の購入<br>③納品書等の日付について | 通常の商取引では納品書の日付が空白になるものは極めて例外である。不正経理の温床ともなることから下記のとおり改善すべきである。①納品書の日付は必ず業者に記入させること②納品日が空欄の場合は、所属において納品書を受領した日を明らかにするため余白部分に收受印を押印しておくこと。 | 納品書等の日付欄が空欄になることのないよう相手方へは依頼し、やむを得ず空欄の場合は財務会計上の指導に基づき処理することとした。 |    |
| 34 | IV かい執行機関の監査<br>第6 千葉高等学校<br>5 包括外部監査の結果<br>(3) 固定資産の除却漏れ                      | 物品の現物確認は毎年適正に実施し、使用不可等のものについては、適時廃棄手続き等を行うべきである。   | 備品出納簿と物品の照合確認を実施した。今後も定期的な実施し、不用と判断される物品は適正に廃棄処分を行う。            |    |

## 平成23年度包括外部監査

[教育庁]

## 千葉県教育委員会の財務に関する事務の執行について

| No | 事項名  | 結果（意見）の内容   | 措置状況等   | 備考 |
|----|--|---|---|----|
| 35 | IV かい執行機関の監査<br>第7 千葉工業高等学校<br>5 包括外部監査の結果<br>(1) 固定資産の除却漏れ            | 千葉県財務規則に則った廃棄処理を速やかに行うとともに、備品出納簿への速やかな処分事実の反映が必要である。  | 千葉県財務規則に基づき不用決定・廃棄処理を行った。今後は、備品出納簿の記載処理に漏れないよう適正な財産管理に努めていく。  |    |
| 36 | IV かい執行機関の監査<br>第7 千葉工業高等学校<br>5 包括外部監査の結果<br>(2) 固定資産の記載方法            | 各種物品から構成される「一式」として備品出納簿に記入する場合には、主要な物品名と台数を記入する、もしくは、別添資料として備品出納簿以外に内訳資料を残しておくといった、ルールが望まれる。              | 重要物品については、重要物品台帳に一式の内訳一覧を添付し、通常の備品で一式とある物は内訳を備品出納簿に明記する様にした。  |    |
| 37 | IV かい執行機関の監査<br>第8 幕張総合高等学校<br>5 包括外部監査の結果<br>(1) 薬品の受払台帳の作成           | 受払台帳が作成されていないため、紛失しても被害状況の特定化が困難な状況になっていた。  | 薬品の在庫確認を行うとともに、薬品台帳を作成した。   |    |
| 38 | IV かい執行機関の監査<br>第8 幕張総合高等学校<br>5 包括外部監査の結果<br>(2) ソフトウェアの台帳管理及びライセンス管理 | コンピュータソフトの現物確認を行ったところ、確認することができなかった。また、ライセンス管理の台帳も未整備であった。現在、コンピュータ関係に関しては、一括リースを行っているが、引き続き留意することが必要である。 | 確認できなかったコンピュータソフトは、購入後15年以上経過し、既に廃棄されたと思われるため、その旨出納簿に記載処理した。<br>ソフトウェアの管理は、引き続き著作権法や関係規則、ライセンスの遵守に留意する。 |    |
| 39 | IV かい執行機関の監査<br>第8 幕張総合高等学校<br>5 包括外部監査の結果<br>(3) 薬品庫及び耐震薬品庫の現物確認      | 現物確認できなかった物品については、経年劣化による破損が進み廃棄されていたことが確認されたため、廃棄のタイミングで備品出納簿等の整理を終えるようにする必要がある。                         | 千葉県財務規則に基づき、不用決定・廃棄処理を行った。今後は、備品出納簿の処理に漏れないよう適正な財産管理に努めていく。   |    |

平成23年度包括外部監査

[教育庁]

千葉県教育委員会の財務に関する事務の執行について

| No | 事項名  | 結果（意見）の内容   | 措置状況等  | 備考 |
|----|--|---|--|----|
| 40 | IV かい執行機関の監査<br>第9 薬田台高等学校<br>5 包括外部監査の結果<br>(1) 固定資産管理に関する状況                | 千葉県財務規則に従い、備品シールを貼って現物と備品出納簿の照合を実施すべきである。   | 千葉県財務規則により、備品シールを貼付し、現物と備品出納簿の照合を実施した。   |    |
| 41 |  | 備品の現物確認を実施する際には、現物が単に存在するかどうかのみではなく、使用できるものであるか否かの観点からも確認を実施し、必要に応じて不用決定を行うことも必要である。  | 備品の現物確認では、備品の状態によっては修理を行い、修理不可能な場合は千葉県財務規則に基づき不用決定・廃棄処理を行っている。さらに備品出納簿の記載処理に漏れないよう適正な財産管理に努めていく。 |    |
| 42 |  | パーソナルコンピューター等情報機器は情報セキュリティの観点から特別な管理を要するとともに、廃棄においてもデータ消去により、個人情報の保護を図る必要がある。   | パーソナルコンピューター等の情報機器の管理にはデータ流失等の事故が生じないよう留意し、廃棄する場合にはデータ消去等、個人情報の保護をより一層図ることとした。                   |    |
| 43 | IV かい執行機関の監査<br>第10 市川工業高等学校<br>5 包括外部監査の結果<br>(1) 固定資産管理に関する事項              | 千葉県財務規則に則った廃棄処理を速やかに行うとともに、備品出納簿への速やかな処分事実の反映が必要である。  | 千葉県財務規則に基づき不用決定・廃棄処理を行った。今後は、備品出納簿の記載処理に漏れないよう適正な財産管理に努めていく。                                     |    |
| 44 |  | 「物品の適正な管理の徹底について（平成23年4月28日付け）」の通知に従って、提出した「備品不用決定処理状況報告書」に記載されている「出納簿に記載があるが、現物はなく、廃棄の経緯が不明な備品」はゼロであった。調査時点ではゼロであったとしても、上記1点を含めた全件調査結果を改めて報告する必要がある。 | 備品出納簿と物品の照合確認を実施し、現物が確認できなかった物品については、千葉県財務規則に基づき、物品不用決定調書により適正に処理するとともに写しを添付して、改めて報告した。          |    |
| 45 | IV かい執行機関の監査<br>第11 柏中央高等学校<br>5 包括外部監査の結果<br>(1) 備品出納簿に記載はあるが、現物を確認できなかった備品 | 備品の現物確認を実施する際には、現物が単に存在するかどうかのみではなく、使用できるものであるか否かの観点からも確認を実施し、必要に応じて不用決定を行うことも必要であると考えます。   | 備品の現物確認では、備品の状態によっては修理を行い、修理不可能な場合は千葉県財務規則に基づき不用決定・廃棄処理を行っている。さらに備品出納簿の記載処理に漏れないよう適正な財産管理に努めていく。 |    |

平成23年度包括外部監査

[教育庁]

千葉県教育委員会の財務に関する事務の執行について

| No | 事項名   | 結果（意見）の内容   | 措置状況等  | 備考 |
|----|---|---|--|----|
| 46 | IV かい執行機関の監査<br>第12 佐倉高等学校<br>5 包括外部監査の結果<br>(1) 寄贈品の台帳管理       | 目録管理されていない寄贈品が見受けられたため、確認する必要がある。   | 取得経緯、寄贈者等を調査し寄贈品目録を作成し登録・整理した。また、備品出納簿にも記載した。  |    |
| 47 | IV かい執行機関の監査<br>第12 佐倉高等学校<br>5 包括外部監査の結果<br>(2) 固定資産の管理状況      | 備品の現物確認を実施する際には、現物が単に存在するかどうかのみではなく、使用できるものであるか否かの観点からも確認を実施し、必要に応じて不用決定を行うことも必要であると考え。   | 備品の現物確認では、備品の状態によっては修理を行い、修理不可能な場合は千葉県財務規則に基づき不用決定・廃棄処理を行っている。さらに備品出納簿の記載処理に漏れないよう適正な財産管理に努めていく。 |    |
| 48 |   | パーソナルコンピュータ等情報機器は、情報セキュリティの観点から特別な管理を要するとともに、廃棄においてもデータ消去により個人情報の保護を図る必要がある。  | パーソナルコンピュータ等の情報機器の管理にはデータ流失等の事故が生じないように留意し、廃棄する場合にはデータ消去等、個人情報の保護をより一層図ることとした。                   |    |
| 49 | IV かい執行機関の監査<br>第13 佐原高等学校<br>5 包括外部監査の結果<br>(1) 所在不明の固定資産の除却漏れ | 千葉県財務規則に則った廃棄処理を速やかに行うとともに、備品出納簿への速やかな処分事実の反映が必要である。  | 千葉県財務規則に基づき不用決定・廃棄処理を行った。今後は、備品出納簿の記載処理に漏れないよう適正な財産管理に努めていく。                                     |    |
| 50 |   | 「物品の適正な管理の徹底について（平成23年4月28日付け）」の通知に従って、提出した「備品不用決定処理状況報告書」に記載されている「出納簿に記載があるが、現物はなく、廃棄の経緯が不明な備品」はゼロであった。調査時点ではゼロであったとしても、上記2点を含めた全件調査結果を改めて報告する必要がある。 | 備品出納簿と物品の照合確認を実施し、現物が確認できなかった物品については、千葉県財務規則に基づき、物品不用決定調書により適正に処理するとともに、写しを添付して、改めて報告した。         |    |
| 51 | IV かい執行機関の監査<br>第14 成東高等学校<br>5 包括外部監査の結果<br>(1) 固定資産管理に関する事項   | 備品の現物確認を実施する際には、現物が単に存在するかどうかのみではなく、使用できるものであるか否かの観点からも確認を実施し、必要に応じて不用決定を行うと共に、備品出納簿への速やかな反映が必要である。   | 備品の現物確認では、備品の状態によっては修理を行い、修理不可能な場合は千葉県財務規則に基づき不用決定・廃棄処理を行っている。さらに備品出納簿の記載処理に漏れないよう適正な財産管理に努めていく。 |    |

## 千葉県教育委員会の財務に関する事務の執行について

| No | 事項名  | 結果（意見）の内容   | 措置状況等   | 備考 |
|----|--|---|---|----|
| 52 | IV かい執行機関の監査<br>第15 千葉豊学校<br>5 包括外部監査の結果     | 所有する資産については全て台帳への記載を行い適切に管理することが望まれる。   | 備品出納簿と物品の照合確認を実施し、相違があれば、備品出納簿へ記載するか又は不用決定・廃棄の手続きを経て廃棄の記載をしていく。   |    |
| 53 | (1) 固定資産管理に関する状況                             | 工事や備品の更新時における旧備品の廃棄、寄宿舎の生徒の生活用備品の処理に特に注意をする必要がある。   | 工事や備品更新時に廃棄した旧備品で、備品出納簿に記載されたままのものは不用決定・廃棄処理を行った後、備品出納簿へ廃棄の記載を行った。今後は、工事や備品更新時には廃棄処理に注意を払い、備品出納簿の記載処理に漏れないよう適正な財産管理に努めていく。また、寄宿舎生徒用備品については、寄宿舎指導員と連携をとり、定期的に現物を確認して備品出納簿と一致するようにしていく。 |    |
| 54 |  | 備品の現物確認を実施する際には、現物が単に存在するかどうかのみではなく、使用できるものであるか否かの観点からも確認を実施し、必要に応じて不用決定を行うと共に、備品出納簿への速やかな反映も必要である。 | 備品の現物確認では、備品の状態によっては修理を行い、修理不可能な場合は千葉県財務規則に基づき不用決定・廃棄処理を行っている。さらに備品出納簿の記載処理に漏れないよう適正な財産管理に努めていく。  |    |
| 55 | IV かい執行機関の監査<br>第16 つくし特別支援学校<br>5 包括外部監査の結果 | 物品の処分の際には、物品不用決定調書により不用決定をし、廃棄を行う場合においては、不用物品廃棄調書により廃棄の届け出を行い、備品出納簿を適切に更新する必要がある。                   | 千葉県財務規則に基づき不用決定・廃棄処理を行った。今後は、備品出納簿の処理に漏れないよう適正な財産管理に努めていく。  |    |
| 56 | (1) 固定資産の除却漏れ                                | 備品の現物確認を実施する際には、現物が単に存在するかどうかのみではなく、使用できるものであるか否かの観点からも確認を実施し、必要に応じて不用決定を行うことも必要である。                | 備品の現物確認では、備品の状態によっては修理を行い、修理不可能な場合は千葉県財務規則に基づき不用決定・廃棄処理を行っている。さらに備品出納簿の記載処理に漏れないよう適正な財産管理に努めていく。  |    |
| 57 |  | パーソナルコンピュータ等情報機器は情報セキュリティの観点から特別な管理を要するとともに、廃棄においてもデータ消去により、個人情報の保護を図る必要がある。                        | パーソナルコンピュータ等の情報機器の管理にはデータ流失等の事故が生じないよう留意し、廃棄する場合にはデータ消去等、個人情報の保護をより一層図ることとした。   |    |